

令和8年1月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 奈良 祥 孝

副委員長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和8年1月21日（水曜日）午前9時57分～午前10時30分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

- (1) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市立造道小学校校舎改築工事）
- (2) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）
- (3) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）
- (4) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）
- (5) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）
- (6) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）
- (7) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）
- (8) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）
- (9) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）
- (10) 情報システムの標準化対応について
- (11) 令和7年度市営青森競輪開催結果について

○出席委員

委員長	奈良 祥 孝	委員	天内 慎 也
副委員長	蛭 名 和 子	委員	舘 山 善 也
委員	中 田 靖 人	委員	奈良岡 隆
委員	軽 米 智雅子		

○欠席委員

委員 大 矢 保

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野正貴
総務部理事 村上靖
企画部長 金谷浩光
企画部理事 中村敦
税務部長 横内修
会計管理者 齋藤賢剛
選挙管理委員会事務局長 柴田一史
監査委員事務局長 遠嶋祥剛

総務部次長 越後谷和人
危機管理監 鈴木健仁
企画部次長 沢木正明
税務部次長 工藤健志
浪岡振興部次長 鳥谷部稚子
総務課長 藤林靖幸
契約課主幹 長内哲史
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保拓哉

議事調査課主幹 風晴英樹

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は、大矢委員が通院のため欠席となっております。また、浪岡振興部長が都市建設常任委員協議会に出席のため、欠席となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立造道小学校校舎改築工事）」、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）」、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）」、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）」の計4件については、関連がありますので一括して報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和6年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市立造道小学校校舎改築工事、青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事、青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事、青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきまして、契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、それぞれ市長の専決処分による変更契約を締結しようとするものであります。

資料1から資料4までの青森市立造道小学校校舎の改築に係る4件の工事につきましては、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和7年3月から適用いたします公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国におきましては、令和7年2月28日以前に契約を締結し、残工期が2か月以上ある工事請負契約について、インフレスライド条項を適用し、新労務単価に基づく請負代金額に変更する対応を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に周知していたところでありますが、このたび契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、②の現在契約中の金額27億6090万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が、28億9058万円となり、増額分は1億2967万9000円、率にして4.70%の増額となります。①の当初の契約金額27億3350万円と比較いたしますと、増額分は1億5708万円、率にして5.75%の増額となります。

次に、資料2を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事につきましては、「3 変更予定額」の

とおり、②の現在契約中の金額4億705万5000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が、4億3239万9000円となり、増額分は2534万4000円、率にして6.23%の増額となります。①の当初の契約金額4億469万円と比較いたしますと、増額分は2770万9000円、率にして6.85%の増額となります。

次に、資料3を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事につきましては、「3 変更予定額」のとおりに、②の現在契約中の金額3億130万1000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が、3億2367万5000円となり、増額分は2237万4000円、率にして7.43%の増額となります。①の当初の契約金額2億9826万5000円と比較いたしますと、増額分は2541万円、率にして8.52%の増額となります。

次に、資料4を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきましては、「3 変更予定額」のとおりに、②の現在契約中の金額2億380万8000円に対し、③のインフレスライド条項適用後の金額が、2億1503万9000円となり、増額分は1123万1000円、率にして5.51%の増額となります。①の当初の契約金額2億130万円と比較いたしますと、増額分は1373万9000円、率にして6.83%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、これら4件の変更契約につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、今月中に市長の専決処分による変更契約を締結し、令和8年第1回定例会におきまして当該専決処分について報告する予定としております。

なお、これら4件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局におきましても、本日開催の文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

御報告は以上となります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について(桑原29号線橋梁(上部工)整備工事)」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました桑原29号線橋梁(上部工)整備工事につきまして、契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分による変更契約を締結しようとするものであります。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和7年3月から適用いたします公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国におきましては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し周知していたところであります。このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

また、このほか、桑原29号線道路整備事業の促進のため、当該工事で設置いたしました仮設足場を利用し、橋梁付属物工であります地覆工及び伸縮装置工を施工することとしたことから、青森市工事請負契約標準約款第19条の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、当初金額2億1997万945円に対し、変更後金額が2億4196万7000円となり、増額分は2199万6055円、率にして9.99%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のおりとなりますが、本案件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項といたしまして、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、今月中に市長の専決処分による変更契約を締結し、令和8年第1回定例会において当該専決処分について報告する予定としております。

なお、本件につきましては、桑原29号線道路整備事業を所管いたします都市整備部におきましても、本日開催の都市建設常任委員協議会で報告することとしております。

御報告は以上となります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市立西中学校屋外教育環境整備工事につきまして、契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分による変更契約を締結しようとするものであります。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、令和7年3月から適用いたします公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国におきましては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し、周知していたところでありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

また、このほか、グラウンド整備に当たり旧校舎における排水設備の撤去を予定していたところ、地中から想定以上の汚水・雨水ます等のコンクリート殻が確認されたため、その処分に係る増工が必要となったところであります。この事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、当初金額2億1133万612円に対し、変更後金額が2億1452万2000円となり、増額分は319万1388円、率にして1.51%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、本案件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、今月中に市長の専決処分による変更契約を締結し、令和8年第1回定例会において当該専決処分について報告する予定としております。

なお、本件につきましては、学校施設を所管いたします教育委員会事務局におきましても、本日開催の文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

御報告は以上となります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）」、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）」、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）」の計3件については、関連がありますので一括して報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 変更契約の締結及び専決処分の予定について御報告申し上げます。

令和7年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事につきまして、契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、それぞれ市長の専決処分による変更契約を締結しようとするものであります。

まず、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」であります。令和7年3月から適用いたします公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べて上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととしたところであります。

本市におきましても、国と同様に対応することとし、事業者に対し周知していたところであります。このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

また、このほか、既存の受水槽に当初想定していなかった漏水が確認されましたが、交換部品がなく、修繕が不可能であることから、新たな受水槽の設置が必要となったことに加え、スタンドの防水下地のモルタルについて、一部に剥離のおそれがあることが判明したため、防水性能を確保するためのモルタル剥離対策工事が必要となったところであります。これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、当初金額4億2350万円に対し、変更後金額が4億4987万300円となり、増額分は2637万300円、率にして6.23%の増額となります。

次に、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、本工事は、先ほどのスタンド改修工事と同様に旧労務単価を適用した対象工事ではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求がありましたことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、当初金額2億2220万円に対し、変更後金額が2億2456万8300円となり、増額分は236万8300円、率にして1.07%の増額と

なります。

最後に、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

「2 変更内容」につきましては、高圧気中開閉器及び避雷器の接地抵抗の不良が確認されたため、高圧気中開閉器等の改修工事が必要となり、さらに、キュービクルからスコアボードまでの電線ケーブルにつきましては、電圧降下が許容範囲を超えることが確認されたため、ケーブルサイズを100平方ミリメートルから150平方ミリメートルへの変更が必要となったところであります。これらの事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条第1項第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の増額変更を行おうとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、当初金額2億1542万4000円に対し、変更後金額が2億1732万1500円となり、増額分は189万7500円、率にして0.88%の増額となります。

変更契約の内容につきましては以上のとおりとなりますが、これら3件の変更契約につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、今月中に市長の専決処分による変更契約を締結し、令和8年第1回定例会において当該専決処分について報告する予定としております。

なお、これら3件につきましては、青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）を所管いたします経済部におきましても、本日開催の文教経済常任委員協議会で報告することとしております。

御報告は以上となります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。館山委員。

○館山善也委員 工期は分かるんですが、市民の方が施設を予約する場合はいつからできるんですか。

○奈良祥孝委員長 経済部でないと分からないかもしれませんが、総務部で分かりますか。

○長内哲史契約課主幹 契約課です。

本日、経済部地域スポーツ課が来ておりませんので、確認の上、後ほど委員の皆様にお伝えしたいと思います。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「情報システムの標準化対応について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 情報システムの標準化対応について御報告いたします。

資料を御覧ください。

本市の情報システムの標準化につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、いわゆる標準化法に基づき、住民基本台帳をはじめとした対象 20 業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行に向けた作業を行っているところであります。

このうち、令和 7 年度中の稼働を目指し標準化対応作業を行ってまいりました国民健康保険システムにつきましては標準準拠システムへの移行が完了いたしましたほか、戸籍総合情報システムにつきましては、新システムへの移行に係る日程が確定いたしましたので御報告いたします。

まず、国民健康保険システムにつきましては、令和 7 年 12 月 26 日の業務終了後からデータ移行、システム切替え作業を行い、令和 8 年 1 月 5 日より新システムでの業務を開始しているところであります。

次に、戸籍総合情報システムにつきましては、令和 8 年 1 月 23 日の業務終了後からシステム切替え作業を行い、令和 8 年 1 月 26 日より新システムでの業務を開始する予定としております。

また、住民記録システムや税務情報システムをはじめとした、その他の標準化対象業務に係る情報システムにつきましては、令和 8 年度中の標準準拠システムへの移行を予定しているところであります。

情報システムの標準化対応につきましては、来年度、作業が本格化してまいりますことから、引き続き、着実かつ円滑な移行に向けて取り組んでまいります。

御報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 7 年度市営青森競輪開催結果について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和 7 年度市営青森競輪開催結果について御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1 開催日程」であります。今年度の市営青森競輪は、4 月 12 日から 12 月 2 日までの間、合計 25 節 75 日開催いたしました。

通常ですと 11 月から冬期閉場となりますが、昨年 10 月から 11 月にかけて老朽化いたしました高架水槽の更新工事を行ったため、11 月及び 12 月にいわき平競輪場での借り上げ開催を行ったため、先ほど申し上げた開催日程となったものであります。

次に、「2 売上・入場者数」であります。まず、車券売上額につきましては、

合計で 398 億 6229 万 7200 円、前年度比で申し上げますと 135.1%、額にいたしまして 103 億 4901 万 200 円の増となっております。

主な要因といたしましては、今年度、青森競輪場で 7 年ぶりに開催いたしました全プロ記念競輪の車券売上額が約 39 億円、本場や場外車券売場での車券売上額減少分が約 1 億円、堅調に推移しております電話・インターネット投票での車券売上額増加分が約 65 億円となっております。

入場者数につきましては、本場・安方・藤崎で 5 万 5371 人、前年度比 101.7%、人数にいたしまして、911 人の増となっております。

これにつきましても、全プロ記念競輪の開催がプラスに働いたものと考えております。

「3 直近 5 年間の市営青森競輪開催実績」につきましては、車券売上額、本場・安方・藤崎入場者数、1 日平均売上高の推移をグラフ化して掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

青森競輪場では、今後も引き続き、本市の財政健全化に安定的に寄与するため、売上げの確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

御報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 2 月 8 日に投開票の衆議院選挙が開始されます。冬期間ということで、様々な課題があるかと思えます。例えば、ポスター掲示板の除排雪、または、投票率の低下などが懸念されるかと思うのですが、課題と準備状況を教えてください。

○奈良祥孝委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長 今、お尋ねがありましたポスター掲示板につきましては、昨年 7 月に開催されました参議院議員通常選挙と同じ 762 か所——公職選挙法に基づいた設置箇所数であります、こちらを予定しているところであります。

ただし、この降雪状況により、例えば、戸山や幸畑の担当工区からは市民の方の所有地になっているため、雪寄せ等の支障があるという状況をお伺いしているところであります。

したがいまして、昨日から今日までの2日間で、現地の全箇所を確認し、設置不可能な箇所につきましては、やむを得ず減ずるという形で対応したいと考えております。

あわせて、課題ということであれば、期日前投票が1月28日から開催されますが、今回の準備期間が短いことから、投票所の入場券について、郵便局からの発送が2月2日の予定となっております。

よって、最初は、有権者の方に入場券が届かない状況となりますことから、その点につきましてはホームページ等で周知・徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 入場券が届かなくても、期日前投票所に行って投票できるということでもいいですか。

○奈良祥孝委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長 投票できます。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 先ほど、ポスター掲示板は状況によっては減ずる——設置しないという判断でありましたが、何か所くらいかというのは今の時点で分かりますか。

○奈良祥孝委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長 昨日までの状況でお答えします。全工区7か所あります。大体、各業者100か所ずつ担っていただいているんですが、業者が精通しているというだけではなく、あらかじめ準備をしておりましたので、中心市街地——町なかなどは、おおむねやれますと、浪岡地区もほとんどやれるそうです。

ただし、第4工区——幸畑、雲谷、高田地区等を担っている業者が半分ぐらいができないんじゃないかという見込みであります。その工区だけが極端に——大体50か所ぐらい減るんじゃないかなと思っております。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ポスター掲示板を設置する業者と除排雪業者が同じ場合もありますか。

○奈良祥孝委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長 同じ場合もあります。

○奈良祥孝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 そうすると、除排雪をしながらポスター掲示板の設置もやらないといけないんですね。

○奈良祥孝委員長 選挙管理委員会事務局長。

○柴田一史選挙管理委員会事務局長 やはり、契約までの期間が短いので除排雪をやっている業者はポスター掲示板の設置はできないと言う業者のほうが多いです。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 選挙管理委員会事務局におかれましては、かなりハードなスケジュールですが、頑張ってくださいよう、よろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)